

平成23年第6回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成23年6月24日（金） 午後2時00分開議

2. 招集場所 笠間市立笠間図書館 2階 多目的ホール

3. 出席者 教育委員 5名（欠席委員 なし）
事務局 14名

4. 提出された議題（議事） 以下のとおり

5. 会議の概要

（1）委員長 午後2時00分開会を宣す。

（2）事務局 教育長事務報告をする。

委員長 事務報告についての質疑を問う。

委員長 質疑なし。

（3）委員長 選挙第1号 教育委員会委員長の選挙についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 規定に基づいて説明をする。

委員長 只今、説明がありましたように、新委員長の選挙を行いたいと思います。それでは、はじめに指名推薦の方法により行いますので、委員からの推薦を求めます。

委員 引き続き中庭委員にお願いしたいと思います。

委員長 新委員長については、中庭委員という意見が出されましたが、いかがでしょうか。

委員長 異議なしの声により全員に再確認する。

委員長 それでは、異議なしの声により、新委員長は中庭委員に決定いたしました。

委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

委員長 議事を再開いたします。

（中庭委員あいさつ）

委員長 それでは、引き続き議事の進行を進めさせていただきます。

委員長 議案第21号 教育委員会委員長職務代理者の指定についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 規定に基づいて説明をする。

委員長 只今、説明がありましたように、委員長職務代理者の指定について

は、委員長と同様に指名推薦の方法により行います。それでは、委員からの推薦を求めます。

委員 平澤委員を推薦いたします。

委員長 委員長職務代理者については、平澤委員という意見が出されましたが、いかがでしょうか。

委員長 異議なしの声により全員に再確認する。

委員長 それでは、異議なしの声により、平澤委員を委員長職務代理者に決定いたしました。

委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。

委員長 議事を再開いたします。

委員長 ここで、平澤委員より、一言ごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(平澤委員長職務代理者あいさつ)

委員長 報告第14号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局の説明を求める。

委員長 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり承認する。

委員長 報告第15号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局の説明を求める。

委員長 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり承認する。

委員長 報告第16号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局の説明を求める。

委員長 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり承認する。

委員長 議案第22号 笠間市岩間体験学習館「分校」の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局の説明を求める。

委員長 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員 体験学習館は現在実施しているのですか。

事務局 例年では、7月から8月に実施しています。その他に休館日について第5条で規定をしておりますが、年末年始以外はすべて開館して使用できるようになっております。

委員長 営利を目的とした活動は使用を許可しないとされていますが、教育長が特に認めるときはこの限りでないと規定されています。これはどういう場合でしょうか。

教育長 公民館で専ら営利を目的とした活動には利用できないというように決められていますが、地域振興等のために利用する場合は営利を目的としないため認められるという場合がございます。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第23号 笠間市文化財保存事業補助金交付要綱についてを上程し、事務局の説明を求める。

委員長 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員 これはどういった内容の要綱ですか。

事務局 指定文化財の修繕等に関わる補助金になるのですが、これまで要綱が制定されておらず、予算の範囲内で実施しておりました。笠間市には補助金の交付要綱がありまして、2分の1を上限として交付しており、この内容を準用して対応していましたが、こうした要綱がなかったので今回制定するということになりました。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第24号 笠間市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局の説明を求める。

委員長 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

(3) その他 なし

(4) 委員長 午後2時51分閉会を宣す。

6. 議決事項

選挙第1号	教育委員会委員長の選挙について	可決
議案第21号	教育委員会委員長職務代理者の指定について	可決
報告第14号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第15号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第16号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第22号	笠間市岩間体験学習館「分校」の設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第23号	笠間市文化財保存事業補助金交付要綱	可決

議案第 24 号

笠間市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則について

可決